高度な衛生状態にある馬群¹と高衛生・高能力馬の 運用に関する手引

序文

- 1. 高衛生・高能力馬 (HIIP) 制度に登録するための段階的手続き
 - 1.1 施設を国際データベースに登録する手続き
 - 1.2 HHP 馬を登録する手続き
 - 1.3 HIIP 衛生証明を申請する手続き
- 2. 獣医学的監督
 - 2.1 民間獣医師の役割
 - 2.2 公的獣医師の役割
- 3. 国際衛生管理計画
- 4. HIIP 馬が通常の滞在地にいない場合に適用される手続き
 - 4.1 輸送中の衛生管理措置と管理
 - 2.2 HIIP 馬術催事開催地の衛生管理措置とその管理
- 5. 通常の滞在国への返送

基本原則

- 厩舎はコンパートメントとなる。すなわち、馬群は、高度の衛生状態にある馬との み、登録された施設に囲われる。
- コンパートメントは、残りの馬群から効果的に隔離されれば、評価基準となり、周囲の疾病状況が異なっていたとしても、衛生的であると見なすことができる。
- 段階的取り組みが適用され、その第一段階(施設承認期)には、そこに滞在する馬 群全体の衛生状態が高度な衛生状態に引き上げられる。第二段階には、移動するこ

¹高度衛生状態下にある馬群は HHS と記される。

とになる馬が馬群から選ばれ、HHP 馬として登録される。証明書のために、それらの馬は追加的な衛生措置を受ける。

● ひとたび HIP 馬と認められたら、HIP 馬は HIP 登録施設において、他の HIP 馬との み一緒にいることができる。

序文

競技馬の安全な国際移動を促進するために、OIE は国際馬術連盟(FEI)および国際競馬統括機関連盟(IFHA)と協力し、陸生動物衛生基準²に記述されているコンパートメントの原則に基づき、高度衛生状態下にある馬群の概念を開発した。この馬群からは、高衛生・高能力(HHP)馬の個体を選ぶことができる。HHP 馬は一般の馬群に適用されない獣医学的および管理的な制約を受ける。再生産に用いられる馬は HHP 馬とはなり得ない。

IIII 馬の衛生状態は以下に関する特別な措置の適用により維持される:

- 獣医学的な監督と証明
- 個体識別と追跡可能性(トレーサビリティ)
- 通常の滞在地(本拠厩舎)、馬術催事を含めたすべての一時滞在地、および 移動の間の衛生管理

IIIP 馬の業界団体への登録は獣医当局に対し、馬が健康で感染症に罹患していないことの保証となる。

本文書はHIIPの概念の実行について記述する。

- 1. 高衛生・高能力馬 (HHP) 制度に登録するための段階的手続き
 - 1.1 第一段階:施設を国際 FEI/IFHA データベースに登録する手続き
 - a) 施設が所在している国もしくは地域の衛生状態

当該国もしくは地域の馬の衛生状態は施設の登録に関係している、国および地域は以下の基準を満たしているべきである:

a) アフリカ馬疫 (AHS)、ベネズエラ馬脳炎 (VEE)、馬伝染性貧血 (EIA)、 鼻疽、西部馬脳炎 (WEE),東部馬脳炎 (EEE),日本脳炎 (JE) ³および

_

² 陸生コード第 4.16 章

³ もし、日本脳炎が国内で届け出義務のある疾病となっていない場合には、獣医当局は動物が予防接種を受けている証拠を出さなくてはいけない。同じことは狂犬病にも適用される。

狂犬病が国内で届け出義務のある疾病となっていること。

b) 0IE にもたらされた馬に感染する疾病の情報に基づき、当該国が最初の施設登録の申請に先立つ 3 年間の間、0IE の疾病報告義務(特にAHS, VEE, EIA, 鼻疽、WEE, EEE, JE, 狂犬病および馬インフルエンザについて)の遵守について良好な実績を有していること。この基準が当該国の家畜馬群の衛生状態に関するものであることから、他の動物種の疾病に関する報告実績については考慮されない。

異なる衛生状態の国々への IIIIP 概念の適用を述べるため、国は 4 つのグループに分類される。

最初の分類はその健康状態が明確に定義されており、鼻疽、VEE および AHS の発生がない。2 つめの分類は鼻疽の清浄性を実証することができない国、3 つめの分類は VEE の清浄性を実証することができない国、そして 4 つめの分類は AHS に関して公式な清浄性が得られていない国である。これらの条件は HPP 衛生証明に選択肢として記述され、従って、正しい分類に自国を振り分けるのは当該国に委ねられている。

b) 国際データベースへの登録を望む施設に滞在している馬の衛生状態の評価

当該施設に滞在しているすべての馬は、登録前 90 日の間に以下の通りの検査を受ける必要がある:

- i) 衛生状態が明らかな国
 - EIA 検査

もしくは

EIA 清浄

● EI に対するワクチン接種

もしくは

全承認期間を通じて EI の臨床症状がないこと

もしくは

防御抗体が存在していることの検査(注:この時点で提供されるべき防御力価の具体的内容については、今後さらに詳細に述べられる)

もしくは

EI 清浄国

- ii) 鼻疽の清浄生を証明できない国
 - *j)と同じ内容に加え、*
 - 国際データベースへの登録日の 6 ヶ月以内には鼻疽の発生が起ておらず、2回の血清学的検査が行われること;最初のサンプルは承認手続きの開始から 21 日後より早くは採取されず、施設の承認の10 日以内に採取される 2回目のサンプルとの間隔が少なくとも 21日間あること。

iii/VEE4の清浄生を証明できない国

- i)と同じ内容に加え、
- 過去6ヶ月間、施設で VEE の臨床事例がないことさらに
- 承認期間の間、媒介動物から防護された厩舎におり、全頭が VEE の血清検査のためにサンプル採取されること;そして施設の登録の少なくとも 3 週間前に全頭を媒介動物から防護された状態に保つ;そして承認から7日以内に VEE について再検査され、その結果がネガティブか、安定しているか、減少していること(注:常時媒介動物から防護された状態に馬を囲っている期間を余分に長くしないように、施設承認の後、なるべく早く選別された 田田 馬を業界データベースに登録することが勧められる。)

または

施設内にいる全頭に対し、施設承認の少なくとも 60 日前に VEE の 不活化承認ワクチンを接種し、製造者の指示に従った定期的な追加 接種の記録があること。

jv/AHS⁵の清浄生を証明できない国

- i)と同じ内容に加え、
- 媒介動物から防護された厩舎に入る 40 日前に、全頭がワクチン接種されていること

⁴ OIE に対する自己宣言による、もしくは監視プログラムの存在を含む WAHIS への報告によって疾病不在が明確に示されることによる。

⁵ OIE に対し、清浄国宣言を提出することによる。

● 90 日間の承認期間の間、有効性が確認された病原体物質特定試験が媒介動物から防護された厩舎にて行われ、2 回目の試験前の 14 日間は検疫施設の条件下に置かれる(注:この提案は、南アフリカの Kenilworth 型の検疫施設が利用可能であるとの認識に基づいている;従って、施設は媒介動物から防護されたいかなる厩舎でもよいが、馬は媒介動物から防護するための化学物質の下で、一日のうちで媒介動物の活動が不活発な時間帯には訓練を受けることができる。)

IIIP 馬としての資格に決定的であると特定されているこれら 5 つの疾病のための具体的な検査の他に、前述の分類に関わらず、登録の申請を行うためには、施設は以下の一般的な必要条件を満たす必要がある。

施設を登録するための段階的手続きは以下のように要約できる。

- 1. 自分の施設を国際データベースに高度な衛生状態下にある馬群を 擁する施設として登録することを望む施設/厩舎の運営担当者の 要請に際して、獣医当局は通知され、その意図を記録する。
- 2. 獣医部局による施設検査が実施され、衛生管理措置が精査され、 施設は適合したものとして承認される(マイナス 90 日目)
- 3. 国の競馬統括機関に通知され、施設は高度の衛生状態下にある馬群を擁する施設として適当な国際データベースに登録される(まだ作動しない)
- 4. 公認された獣医師と検査プログラムによる全ての滞在馬の定期的な獣医学的監督を開始する。
- 5. 新規導入馬はすべて、過去3ヶ月間に EIA の発生がなく、過去6ヶ月間に鼻疽の発生がない獣医学的監督下にある施設由来でなくてはならず、承認手続きを受けている当該施設に入る前に滞在している馬⁶と同じ検査を受けていなくてはならない。施設内では、少なくとも最初の2週間は他の馬から隔離されていなくてはならない(EI のワクチン接種状態は同じでなくてはならない)。
- 6. 獣医当局の正式な検査(0日目)ののち、資格のある施設の高度衛生状態下にある馬群であるとの業界による登録(データベースの作動)。
- 7. 登録(0日目)の後、定期的な獣医学的監督を継続。

59

⁶ もし、群の検査より後に入った場合には外で検査する。もし、群の検査の間に入った場合には群と一緒に

8. 承認とデータベースへの登録の継続のためには最低限獣医当局に よる毎年の監査を必要とする。

加えて、施設は一定の管理条件に適合しなくてはならない:

- 登録された施設への人および他の動物の入場制限がある。
- それぞれの馬に対し、毎日の健康、少なくとも毎日の体温確認が当 該厩舎専門の責任者によって行われ、確認の結果は記録される。
- 清浄、消毒、給餌および馬の管理手順が文書化されている。

c) HHP 馬の施設としての登録

通常の状況では、HIIP 馬の最初の選定は、高度衛生状態下にある馬群を擁する施設としての資格認定手続きを経た、通常滞在している国内の厩舎の中からなされ、HIIP 馬は 90 日間の旅程が始まったら他の HIIP 馬と共有する施設にのみ滞在することができ、従って、HIIP 専用の厩舎を確立する必要がある。

登録された高度衛生状態下にある馬群施設内の小単位をこれに充てるか、特にこの目的のために作ってもよい。登録された高度衛生状態下にある馬群施設との唯一の違いはこれが IIIP 馬のみを飼っており、もし IIIP 馬以外の馬が同じ施設内にいるとすれば、他の厩舎から隔離されているということである。

HIIIP 厩舎も国際データベースに登録されなければならない。

1. 2 第2段階: IIIIP 馬を登録する手続き

すべての馬は承認された施設内に滞在する必要があり、90 日間の承認手続き を経て国際データベースに登録される(訳註:原文英語が不明確で訳は流動的)。 選定は HHP 条件下で開催される競技への資格があることに基づいてなされる。

HIII 概念の適用について説明するため、同じ別の分類の国が適用される

- i)衛生状態が明らかな国で登録された厩舎の馬
 - a) 施設内のすべての馬が原則として有資格;それらは必要な能力水準を保持していること。

^{7 &}quot;登録された厩舎"とは 1.1 に述べた承認期間を経た施設で、国際的な FEI または IFHA のデータベースに高度衛生状態下にある馬群を擁するものとして登録されたものを指す。

- b) 選ばれた IIIIP 馬は血清学的な状態を確定するためにピロプラズマの検 香を受けていること。
- c) 承認された施設が国際データベースに登録された後、滞在している馬は HIP 馬として証明され、データベースに登録され、衛生証明書とこれに 続く移動のために公的獣医師の検査に出される用意があること。
- ii) 鼻疽の清浄生を証明できない国の登録厩舎の馬
- a) 馬は2回目のサンプル採取の後も施設内にとどまる(0日目マイナス少なくとも10日まで)
- b) HHP 馬の登録は施設登録の 0 日目
- iii) VEE の清浄生を証明できない国の登録厩舎の馬
- a) 施設登録の0日目に HHP 馬の登録を行うことが望ましい; さもなくば馬は HHP 馬としての登録とこれに続く移動までの間ずっと媒介動物から 防護された状態に置かれなければならない。
- iv) AHS の清浄生を証明できない国の登録厩舎の馬
- a) 媒介動物から防護された隔離状態に置いて 14 日後に IIIIP 馬の登録を行い、馬は出発⁸まで隔離状態に保たれる。
- 1.3 第3段階:移動の意思と HIIP 衛生証明を申請

国際データベースに HHP 馬として登録した後、公的獣医師は HHP 衛生証明を発行することができる。公式獣医師は予定された検査日の少なくとも 7日前までにその意図を知らされるべきである。

馬が国際データベースに IIIIP 馬として登録されその登録から 10 日後までに 移動しない場合には、データベースへの登録は取り消される。

2. 獣医学的監督

HIP 概念の制度や手続きの遵守は本拠地厩舎、移動中そしてすべての一時的催事開催場所においての馬に対する継続的な獣医学的監督によって.確認され、有効であるとされる。この監督は権限を与えられた獣医師によって行われる。

2.1 民間獣医師の役割

HHP 馬 (1.1 および 1.2 参照) の資格を得ようとする馬の獣医学的検査の責任 は公認された獣医師であり、施設の全馬に対する獣医学的検査を実施すること

⁸ 馬群は完全に隔離され、オールイン・オールアウト方式で管理される必要がある。

を施設の所有者または責任者から依頼されている。この獣医師は FEI もしくは IFHA (適切であれば) に登録されているべきであり、獣医当局によってこの目 的のために認定されていることが望ましい。

高度衛生状態下にある馬群を擁する施設の登録に向けた全承認期間は、権限を与えられた獣医師が少なくとも週に一回は訪問すると定義された継続的な獣医学的監督の下にある。これに加え、承認期間の0日目に獣医学的確認が行われ、最終検査は IIIIP 馬の移出の48時間前になされる。

獣医学的監督の記録は承認期間を通じて維持される。承認期間の監督が複数の 獣医師によって行われる場合、監督獣医師は"引き継ぎ報告"を次の期間を担 当する獣医師に対し行う。

馬に対するそれぞれの検査の過程においては、パスポートが確認され、個体識別の証明、ワクチン接種を含め、いかなる公的な検査と処置もその詳細が記録され、検査した獣医師によって署名される。

2.2 公的獣医師の役割

公的獣医師。は承認期間の開始予定の前と90日期間の終了前に通知され、また、衛生証明のために必要な移出前の訪問の日程についても注意喚起を受けるべきである。獣医当局は HIP 馬に適用される条件のもとでの輸出馬の準備手順について完全に承知しているべきである。陸生コードの5.5.2条に従って、公的証明の目的では、パスポートは公的獣医師によって調べられ、有効性を確認され、署名される。

獣医当局は、HHP 制度のすべての部分(本拠地厩舎と他の施設、催事会場、経由地)について、抜き打ち訪問を含め、監査を行うことができる。

3. 国際衛生管理計画

IIIP 馬の衛生状態は、OIE の衛生管理指針に従って、輸入国および輸出国の獣医当局に承認された国際衛生管理計画に常に合致していることが保証することにより維持される。不履行は IIIP 馬群の一員であるという馬の資格停止をもたらし得る。

4. HIIP 馬が通常の滞在地にいない場合に適用される手続き

HHP 馬が通常の滞在値(本拠地厩舎)にいない場合は、輸送の途中か馬術催事開催地にいる可能性がある。衛生管理指針適用する手続きを述べている。主な点は以下

⁹ 陸生コードにおいて公的獣医師とは、動物衛生および/または公衆衛生および物品の検査にかかる 指定された公的な任務を行うべく、また、適切な場合には第 5.1 章および第 5.2 章の規定に従って 証明をするべく、国の獣医当局によって権限を与えられた獣医師をいう。

に要約される。

4.1 輸送中の衛生管理措置と管理

輸送は、以下に関して、衛生管理の実施と管理を伴う:

- (i) 輸送手段、たとえば、飛行機、車両、列車、船舶 および
- (ii) HHP 馬が旅程の休息時間に係留される一時的滞在施設もしくは乗り継ぎ地点。これらは厩舎、展覧会場、獣医診療所、動物ホテル、政府の検疫所もしくは公的な管理地点であろう。

HIIP 馬は同等またはより高い衛生状態にあるウマ科動物とのみ一緒に輸送されることが可能である。輸送者は文書化された HIIP 馬の輸送に関する標準操作手順に従うべきである。乗り継ぎ地点は、HIIP 馬によって使用される前に関連する業界団体によって承認され、登録されるべきである。これらの一時的な施設は、HIIP 馬が同等の衛生状態にはないウマ科の動物に接触することを避けるため、衛生管理基準(上記3参照)を遵守すべきである。

輸送中に適用する条件についての最終判断は、積み荷の中での馬の組み合わせ、 経路や乗り継ぎ地点は、馬術催事を開催する国、つまり、当該馬が一時的に輸 入される国の獣医当局に委ねられている。

4.2 HIIP 馬術催事開催地の衛生管理措置とその管理

馬術催事における HIP 馬の厩舎は HIP 馬の本拠地厩舎のものに類似した基準を満たさなくてはならない。それらには、専任の担当者、給餌のための衛生的に安全な仕組み、および隔離設備への接続が備わっているべきである。

5. 通常の滞在国への返送

HIIP 馬が国際的な競技から通常の滞在国へもとる際。HIIP 馬であるという衛生状態は2つの選択肢に従うことになる。

- 1) すべての基準を遵守したことによって、IIIP の一員であることが維持される。
- 2) HIIP の一員であることが停止される。この場合、もし、当該馬が HIIP の一員としての地位を取り戻したい場合には、最初の資格承認のための第1段階、第2段階として先に概要を示した手続きに従わなくてはならない。